

る可能性が高い」と判定された方が、肝臓専門医療機関で精密検査を受けた場合、医療費の自己負担額が助成されます。

以下の要件に当てはまる方で、初回の精密検査を受けた方は、助成を受けることができますので、申請をご検討ください。

○対象になる方

- ・神奈川県内に住民票がある方
- ・健康保険などの公的医療保険に加入している方
- ・以下のいずれかで「陽性」と判断された方（原則として申請日より 1 年以内に検査を受けたもの）
 - A. 県、市町村の特定感染症対策事業または健康増進事業の肝炎ウイルス検査
 - B. 職域（職場検診）における肝炎ウイルス検査
 - C. 妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査
 - D. 手術前検査における肝炎ウイルス検査
- ・肝臓専門医療機関で精密検査を実施
- ・自治体が行っている陽性者フォローアップ事業に同意した方

○助成対象となる費用

- ・精密検査を受けた際の医療費の自己負担分で、初回 1 回のみ。
- ・対象項目は、初診料、再診料、ウイルス性疾患指導料、検査料（血液形態、機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査）のうち厚生労働省で定めた項目。

○手続きの方法

肝臓専門医療機関で受診をした後、必要書類をそろえて、神奈川県に郵送等で提出します。神奈川県で確認や照会が行われた後、助成された金額が払い戻されます。申請に必要な書類は、肝炎ウイルス検査を受けた場所により異なりますので、お住まい近くの保健所もしくは総合相談室までお問い合わせください。

精密検査の後には

精密検査の結果により、治療が必要になったり、その治療を終えて経過観察となり定期検査が行われる場合があります。そのような場合でも、治療や検査費用を助成する制度があります。また、その他にも肝炎の方が利用できる制度があります。お困りの際には、お気軽に総合相談室までお声掛けください。

